

東京医科大学成果有体物取扱規程

平成25年6月11日
制定

(目的)

第1条 この規程は、東京医科大学（以下「本学」という。）における成果有体物の取扱い等に関し必要な事項を定め、成果有体物の適正な取扱い及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「成果有体物」とは、研究等により又は研究等の過程で得られた試料（遺伝子、実験用動植物、菌株、抗体、新規化合物等をいう。）、材料、試作品、実験装置、ソフトウェア等をいう。ただし、論文、講演、プログラムその他著作物や特許権に関するものを除く。

2 「教職員等」とは、本学の施設又は設備を利用して研究等を行う若しくは研究等の指導を受けるすべての者をいう。

3 「創作者」とは、教職員等であって、成果有体物を創作又は取得した者をいう。

4 この規程において、成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その子孫・繁殖物も成果有体物とみなす。

(帰属)

第3条 創作者によって得られた成果有体物は、原則として本学の帰属とする。

2 前項の規定にかかわらず、教職員等が本学以外の機関（以下「第三者」という。）との共同研究において創作又は取得した成果有体物に係る権利は、予め締結した契約等の定めに基づき、その帰属を決定する。ただし、当該第三者との間に定めがないときは、協議の上その帰属を決定する。

(管理)

第4条 成果有体物については、その創作者が当該成果有体物を適切に管理しなければならない。ただし、本学が管理することが適切であると認めるときは、当該創作者が所属する講座等に管理させることができる。

(提供)

第5条 創作者は、学術研究又は産業利用のために必要があると判断した場合には、本学の教職員又は第三者に対し成果有体物の提供を行うことができる。

2 創作者は、成果有体物を提供しようとするときは、事前に学長へ申請をしなければならない。

3 本学は、前項の申請を受理したときは、その申請を検討し、当該者との間で成果有体物の提供に関する契約を締結するものとする。

4 成果有体物を産業利用のために第三者へ提供する場合には、原則有償とする。ただし、共同研究の事前準備、その他の特別な事由により無償とすることができる。

5 本学は、本学から成果有体物の提供を受けた第三者による当該成果有体物の使用又は保有に起因するいかなる結果に対して、一切の責任を負わない。

(受入)

第6条 教職員等は、学術研究のために必要があると判断した場合には、本学の教職員又は第三者から、成果有体物の受入れを行うことができる。

2 教職員等は、成果有体物を受入れようとするときは、学長へ届出なければならない。

(補償金)

第7条 成果有体物を有償で提供した場合、収入から成果有体物提供に際して要した経費を控除した後、学校法人東京医科大学職務発明規程の実施補償金の規定に準じ、補償金を支払うものとする。

2 前項で定める補償金は、創作者の意思により所属研究室に配分することができる。

(秘密の保持)

第8条 教職員等は、成果有体物について、既に公表されたもの、公表することが認められたもの又は秘密を保持する契約等の締結の下に開示することが認められた場合を除き、他にこれを開示又は提供してはならない。

2 教職員等は、提供された成果有体物を如何なる者に対しても開示又は提供してはならない。

3 教職員等は、その身分を失った後も、教職員等であった期間中に知り得た又は取得した成果有体物を他に開示してはならない。ただし、学長の承認を得た場合は、この限りでない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、研究支援部研究支援課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月11日から施行する。